

IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューに係るIASBからの情報要請に対する回答の提出

ASBJ 専門研究員 きたむら さちこ
北村 幸子

1 概要

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 第3号「企業結合」及び同基準に関連する結果的修正（以下「IFRS 第3号等」という。）について基準適用後レビュー（以下「適用後レビュー」という。）を実施している。適用後レビューは、IASB のデュー・プロセスハンドブックにおいて必要とされているプロセスであり、IASB は、当該プロセスの一環として、平成26年1月30日に「情報要請」（コメント期限：平成26年5月30日）を公表した。

今回の適用後レビューでは、主に、IFRS 第3号等が財務諸表利用者に有用な情報を提供しているかどうか、IFRS 第3号等に適用上の課題があるために首尾一貫した適用が損なわれている領域があるかどうか、IFRS 第3号等の要求事項を適用する際に予想外のコストが生じているかどうかについて評価を行うことが目的とされている。また、適用後レビューによって識別された発見事項は、必ずしも基準の見直しを行う訳ではないものの、識別された問題点を是正する必要があるとされる場合には、IASB のアジェンダ設定プロセスの一部として基準設定上の対応が議論されることになる。今回の適用後レビューで識別された発見事項については、

2015年のアジェンダ・コンサルテーションにおいて、基準レベルのプロジェクトの提案の必要性や優先順位などが検討される可能性があるとしてされている。

当委員会は、上記の情報要請に対するフィードバックを日本の市場関係者から得るためにホームページ上で情報提供を要請し、さらに、多くの市場関係者に対して積極的にアウトリーチを行った。具体的には、当委員会事務局は、3名の財務諸表利用者（以下「利用者」という。）、大手の財務諸表作成者10社（以下「作成者」という。）及び監査法人1社に対して、情報要請の質問事項をもとに市場関係者ごとに修正した質問書を利用して、個別にヒアリングを実施したほか、日本公認会計士協会のIFRS実務対応検討会の有志の方、及び、当委員会の企業結合専門委員会の専門委員の方からヒアリングを行った。

また、企業結合会計基準についてはIFRSと米国会計基準とは多くの領域において概ね整合的であるほか、我が国ではIFRSの任意適用が開始して間もないことを考慮し、個別のヒアリング先の選定にあたっては、IFRSに基づく連結財務諸表の作成者、監査人及び利用者に限らず、米国基準に基づく連結財務諸表の作成者、監査人及び利用者も対象とした。当委員会は、こうしたヒアリングを通じて我が国の市場関係

者から得られたフィードバックを取りまとめ、平成26年5月30日に上記「情報要請」に対する回答をIASBに対して提出している。なお、提出した回答は、当委員会事務局が日本の市場関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックを伝達するものであり、情報要請に記載の各質問に対しての当委員会の見解を述べるものではない点にご留意いただきたい。

2 入手したフィードバックの概要

当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主な概要は、以下のとおりである。

(1) のれんの非償却

大多数の回答者から、企業結合により取得したのれん（以下「取得のれん」という。）は時の経過に伴い費消され、自己創設のれんに置き換わっていきと考えており、取得のれんの非償却は企業結合後の取得のれんの経済的実態を適切に表すこととなっていないため、企業結合後の収益と費用の対応を図るために、取得のれんの減損テストを維持しつつ償却を再導入すべき（以下「償却及び減損アプローチ」という。）という提案がされた。当委員会事務局によるアウトリーチにおいて、「償却及び減損アプローチ」及び現行の「減損のみのアプローチ」から得られる情報の有用性について、以下のようなフィードバックが示された。

① 「償却及び減損アプローチ」から得られる情報の有用性

利用者からのフィードバック

- 利用者の一部から、のれんが時の経過に伴い減価するという経済的実態をより反映するとともに、企業の収益性を評価するのに役立つ

観点から、償却及び減損アプローチを再導入することが提案された。これは、企業結合後ののれんが償却されなければ将来の利益に対応するコスト（つまり、企業結合への投資）が認識されないため、取得企業は利益を二重計上する結果となるという考えによるものである。さらに、ひとたび被取得企業の業績が悪化すると、それによりその投資に対する減損損失の発生により業績がさらに影響を受け、業績悪化の負のスパイラルに陥ることになるという指摘がされた。

作成者からのフィードバック

- 多くの企業から、のれんは時の経過に伴い費消し、自己創設のれんに置き換わっていく資産であるため、のれんは定期的に償却し、取得対価の一部としてののれんから発生する収益に対応させるべきという見解が示された。当該見解は、企業の利益は、投資したコストを上回ったものであるとする見方とも整合している。また、のれんが企業結合後の期間で償却されない場合、取得のれんが時の経過に伴い減価していく経済的実態を財務諸表に適切に表すことができないという見解が示された。
- 多くの企業から、取得のれんを償却するアプローチによって、貸借対照表上の資産に自己創設のれんが認識されることを回避できるほか、当該アプローチは、自己創設のれんの認識を禁止しているIFRS及び米国基準の考え方とも整合するのではないかという見解が示された。
- 多くの企業から、償却及び減損アプローチを再導入することにより、現行の減損のみのアプローチにおける減損テスト時の緊張を緩和することができ、現行アプローチの欠点（減損テストにおいて自己創設のれんを区分できないこと、前提条件の主観性、多大なコストと労力を含む）を改善することができるという

う見解が示された。

一方で、少数の回答者から、現行の「減損のみのアプローチ」は機能しているという回答があった。ただし、「減損のみのアプローチ」から得られる情報の有用性について、回答者の大多数から、のれんの年度の減損テストから得られる情報は十分ではないという見解が示され、改善が望まれる事項が識別された。

② 「減損のみのアプローチ」から得られる情報の有用性

利用者からのフィードバック

- ある利用者から、減損のみのアプローチによる減損損失（あるいは減損損失が計上されないこと）は、取得した事業の失敗（あるいは成功）を示すものであり、利用者にとっては確認価値を持つほか、のれんが償却される場合は、こうした確認価値が失われるという指摘がされた。しかし、利用者の一部からは、のれんの減損のみのアプローチでは、有用な情報を提供できないという指摘がされた。
- ある利用者から、減損損失は遅れて認識されることがあり、投資家は通常、減損損失が認識されるより前に減損リスクを織り込んでいるという見解が示された。また、ある利用者からは、多くの場合、減損損失は予想よりも1年（あるいは1年半）程度遅れて認識されているという見解が示された。
- ある利用者から、企業価値を評価するにあたって、調整後のキャッシュ・フロー/損益情報（EBITDAを含む）を利用しているため、その財務情報からは減損損失を除外しているものの、企業の収益力を評価するにあたっては、発生ベースの財務情報も参照しているというコメントが示された。

作成者からのフィードバック

- 数人の作成者から、減損のみのアプローチが有用であるという見解が示された。これは、減損のみのアプローチによると、取得した事

業の業績を追跡してシナジー効果が期待どおりに実現しているかどうかを評価することが可能となると考えているためである。また、このような情報は経営者の受託責任を利用者が評価するためにも有用であるという見解も示された。さらに、ある作成者から、のれんが償却された場合、のれんの償却が終了する前後の年度で業績に落差が生じるため、企業業績に対する利用者の理解をミスリードする可能性があるという見解が示された。

- しかし、多くの作成者から、自己創設のれんを減損テストにおいて区分することは不可能であるため、減損テストは、のれんの帳簿残高に相当する金額が当初ののれん及び自己創設のれんの両方から発生する将来キャッシュ・フローにより回収可能であることを確認する程度の意味しか持たず、減損のみのアプローチは経済的実態を表さないという見解が示された。
- 多くの企業から、組織再編後の相対価値アプローチ（のれんを各单位に再配分するのに使用されるアプローチ）は仮想的なのれんを再配分しているものであり、再配分によりのれんと各单位の価値を対応させる意味合いを見出しにくいという見解が示された。また、企業結合によるシナジーから期待される便益が組織再編前に実現してしまっているため、のれんと単位（又は単位グループ）との関連を適切に反映することはしばしば困難であるという指摘がされた。

監査人からのフィードバック

- 監査人から、減損テストに関する現行の会計処理は高度な判断を必要とし、減損損失の発生について企業に裁量の余地を与えているように感じるという見解が示された。例えば、のれんを単位¹に配分する現行の取扱いにおいては、企業が減損テストを実施する単位の大きさを決定する際に、裁量が介入

し、より大きな単位が選択された場合には、減損テストの有効性が減少するという見解が示された。

(2) 無形資産の識別

無形資産の区分認識に関するIFRS第3号等における定めについて、利用者から一般的に有用であるという見解が示された一方、作成者からは、無形資産を区別して認識するにあたって重大な課題に直面したとフィードバックが示された。作成者から受け取ったフィードバックの主要な内容は、以下のとおりである。

① 特定の無形資産の識別

多くの作成者から、無形資産をのれんと区分して認識する定めについて、識別した無形資産の中には被取得企業の取得対価を検討する際に考慮した無形資産の価値と整合しないことがあるため、経営者と利用者の情報の非対称性は是正されず、したがって、利用者が企業の財務状況を理解するうえで有用でないという旨が指摘された。他方、利用者からは、無形資産を区分して認識することは有用な情報を提供するという見解が示された。

② 無形資産の測定可能性

多くの作成者から、無形資産は常に十分な信頼性をもって見積ることができるとはいえ、このような資産を区分して認識、測定することは、当該情報を提供することによる便益よりもコストの方が大きくなるという指摘がされた。

③ 無形資産を区分して認識することのコストベネフィット

多くの作成者から、無形資産の評価にあたっては実務上外部の第三者の評価報告書を監査人に要求され、一方で監査人自身も第三者の評価報告書を入手しており、報告書で示されている

評価額のレンジ（特定の金額ではなく）が合致しないこともあり、差異の調整をすることが負担となる場合があるという指摘がされた。また、この結果、第三者の評価機関に対して支払いが生じるばかりでなく、監査人との追加的な協議が必要となるため、財務情報の最終化が遅延し、特に期末日近くで企業結合が行われた場合には負担となるという見解が示された。

(3) その他の事項

① 段階取得及び支配の喪失

数人の作成者から、段階取得において追加取得した時に既存の持分の利得又は損失を認識することは内部経営管理目的で利用している情報と異なるため、取引に対する見解と整合しないという指摘がされた。また、数人の作成者から、支配の喪失の際に残余の持分について利得又は損失を認識することは、例えば、持分を一部売却しても取引関係が継続する意図をもってしているような場合には、グループの運営の実態を反映しないことがあるという見解が示された。さらに、多くの利用者から、財務分析においてこれらの利得又は損失を除外して分析を行っているというコメントが示された。

② 開示

多くの作成者から、プロフォーマ情報の開示に関して、開示による便益に比して過度にコストがかかるという見解が示された。また、監査人からは、特に期末日近くに取得が行われる場合や、被取得企業の連結財務諸表がIFRS以外の各国の会計基準により作成されている場合にはプロフォーマ情報の監査を行うことは困難という指摘がされた。一方、利用者からは、プロフォーマ情報は財務情報の比較可能性を向上する観点から有用な情報であるという指摘がされた。

1 IAS第36号「資産の減損」の第80項では、企業にのれんを事業セグメントよりも大きくない内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位又は単位グループに配分することを要求している。

3 おわりに

冒頭に記載したとおり、IASBは、「本情報提供」に寄せられたフィードバック（140通程度）を踏まえて、今後、IFRS第3号等を修正する必要があるか否かについて検討を行うことを予定している。当委員会は、我々のフィードバックが、IASBによる今後の検討にあたっての一助になることを願っている。